令和6年4月1日からスタート

相続登記の



目責の衰滅化

相続や遺贈によって、不動産(土地や建物)の所有権を取得したことを知った日から、3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

ポイント1

正当な理由 なく相続登 記の申請を 怠ると過料 の対象

ポイント2

令和6年4 月以前の相 続も義務化 の対象

ポイント3

相続人申告 登記の新設

詳しくは、裏面をご覧ください。

詳しくは、右の二次元コードをスキャンし、 「法務省ホームページ」をご覧ください。







不動産登記*推進 イメージキャラクター* 「トウキツネ」

相続登記の申請義務についてのルール



ポイント1

①基本的なルール

相続により不動産を取得した者は、その所有権を取得したことを知った日から3年 以内に相続登記を申請しなければなりません。

②遺産分割が成立した時の追加的なルール

相続人の間で遺産分割の話し合いがまとまった場合には、遺産分割が成立した日か ら3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。

①・②ともに、正当な理由がないのに相続登記を申請しないと、10万円以下の過 料の適用対象となります。

ポイント2

③施行日(令和6年4月)前に相続が発生している場合

相続登記の申請義務化の対象となるのは、不動産登記法の改正法が施行された後に 開始した相続だけでなく、改正法が施行される前に既に所有者が死亡し、相続が発生 している不動産も対象となります。

「相続人申告登記」の新設

ポイント3

遺産分割の話し合いがまとまるまでは、ひとまず、①登記簿上の所有者に相続が開 始したこと、②自らがその相続人であることを申し出ることによって、相続登記の申 請義務を履行することができます。

ご自身で相続登記申請手続を行う場合

法務局ホームページから登記の申請書の書式をダウンロードできます。 「不動産登記申請手続」から「不動産の所有者が亡くなった」をお選び ください。



熊本地方法務局では、予約制による登記申請の手続案内を行っています。 事前に電話又は窓口でご予約をお願いします。

熊本地方法務局不動産登記部門 ☎096-364-2145※

熊本地方法務局宇土支局 **☎**0964-22-0320

能本地方法務局玉名支局 **☎**0968-72-2347**※**

30968-44-2411 熊本地方法務局山鹿支局

熊本地方法務局阿蘇大津支局 **☎**096-293-2272**※**

☎0965-32-2654**※** 熊本地方法務局八代支局 熊本地方法務局人吉支局 **☎**0966−22−3393

熊本地方法務局天草支局 **☎**0969-22-2467 熊本地方法務局 ホームページ

(登記手続案内詳細)

※の電話番号については、音声ガイダンスに従い、「2」を選択

司法書士へ依頼する場合

登記申請手続は、司法書士が代理人となって行うことができます。 ご依頼をお考えの方は、熊本県司法書士会相続センター又は最寄りの 司法書士にお問合せください。

熊本県司法書士会相続センター ☎096-372-2525



熊本県司法書士会 ホームページ